

経 済 産 業 省

20200410商局第7号

令和2年4月10日

公益社団法人全国学習塾協会

会長 殿

経済産業省大臣官房商務・サービス審議官



「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に対応した、学習支援業における感染症対策の徹底について（要請）

令和2年4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）（以下、「法」という。）第32条第1項に基づき、政府対策本部長（内閣総理大臣）より「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が公示され、同日、併せて「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和2年3月28日）を一部変更する公示がなされました。

国内で感染が見られる新型コロナウイルス感染症に関しては、肺炎の発生頻度が、季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあります。また、現在、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす状況にあります。

こうした事態を受け、児童・生徒を預かり学習機会を提供する立場にある学習塾等の学習支援業およびその業界団体各位に対し、上記の内容を十分に御理解いただき、下記内容を含め、事業所における感染症のまん延防止に向けた対策の徹底を要請します。

記

1. 事業所所在地域を管轄する都道府県知事により、学習支援業に対して法第45条第2項又は第3項に基づく施設の使用制限の要請や指示等が行われた場合は、当該要請等への迅速かつ適切な対応をお願いします。

2. 都道府県知事による施設の使用制限等の要請等の有無に関わらず、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年4月7日改正）新型コロナウイルス感染症本部決定）（以下、「基本的対処方針」という。）に基づき、地域の感染状況や全国的なまん延状況を踏まえた、迅速かつ適切な対応の徹底をお願いします。

特に、基本的対処方針に基づき「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す」べく、原則として、オンライン授業等への転換を最大限進めるようお願いします。

具体的には、①教材配信も授業も全てオンラインで行う、②教材は従来どおり紙形式で配布しつつオンライン授業を行う等、各事業者の実情に合わせて様々な対応方法が考えられます。

3. 中小企業・小規模事業者の皆様におかれては、オンライン授業への転換や従業員のテレワークへの転換に必要なソフトウェアや設備の導入に際し、経済産業省の「IT導入補助金」（令和2年度補正予算案であるため、予算成立が前提。中小企業生産性革命推進事業の特別枠の内数。別添参照のこと。）を積極的に御活用ください。

4. 貴団体と傘下の事業者等との緊密な連絡体制を構築するとともに、業務継続に支障が生ずる状況となった際は、速やかに所管省庁の次の連絡先まで御連絡いただきますようお願いいたします。

経済産業省 商務・サービスグループ サービス政策課 教育産業室 浅野、柴田

03—3580—3922（直通）